



佐伯市消防本部から重要なお知らせ

違反対象物の公表制度が 2019年7月1日から始まりました

【違反対象物の公表制度とは】

建物の利用者の方が、自ら火災の危険性に関する情報を入手し、安心して建物を利用できるよう、消防が立入検査の際に確認した重大な消防法令違反をインターネットにより公表する制度です。



☆公表の対象となる建物は

消防法で「特定防火対象物」として定められている映画館、遊技場、飲食店、百貨店、ホテル、病院、社会福祉施設等、不特定多数の方が利用する建物が対象となります。

☆公表の対象となる違反は

建物に義務付けられた消防用設備（屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備）が設置されていない重大な消防法令違反です。

☆公表の時期は

消防が立入検査で違反を確認し、建物関係者に違反を通知した日から14日が経過しても、その違反が認められる場合に公表をします。

また、公表は違反が是正されるまでの間継続します。

☆公表の方法は

佐伯市消防本部のホームページへ掲載します。

☆公表する内容は

- ①建物の名称 ②建物の所在地
- ③違反の内容 ④消防長が必要と認める事項



防火対象物の関係者の皆様へ

次のような場合に重大な消防法令違反になる場合がありますので、事前に消防本部にご相談ください。

- ・増築や改築、隣接建物との接続を行う場合
- ・飲食店、物品販売店舗、旅館、福祉施設等の用途が新たに入居する場合など



【問い合わせ先】 佐伯市消防本部予防課 ☎0972-22-3377